

ソフトウェア・ライセンス契約書(年間定額制)

株式会社クオリティア(以下、「当社」といいます)は、本書に同送してある URL からダウンロード可能なコンピュータ・プログラム、ユーザ・マニュアル並びに当社が今後提供するコンピュータ・プログラム、ドキュメントおよび情報(以下、「本製品」といいます)をご使用いただくお客様に対し、ソフトウェア・ライセンス契約(年間定額制)、並びにソフトウェアプロダクトメンテナンス約款(年間定額制)を設けさせていただいております。両契約は不可分であり、一方の契約の締結・解除は両契約の締結・解除を意味することとします。当該プログラムをダウンロードし、ソフトウェアプロダクト利用申込書にご同意いただいた場合に当社はお客様が本ソフトウェアを利用することを許諾します。

両契約にご同意いただけない場合には、ダウンロードせずにお買い上げいただいた販売店にご連絡下さい。この場合、お支払の料金をご返金致します。なお、当社が提供するコンピュータ・プログラムのうち、オープンソース・ソフトウェア(OSS)のプログラム部には、本ソフトウェア・ライセンス契約(年間定額制)は適用されません。

1. 権利の許諾

- 当社は、お客様に対し本製品を使用する譲渡不能の非独占的使用権を許諾し、お客様も同意するものとします。
- 本製品を使用するにあたり必要なライセンスキーは、同送のライセンス証書に記載されており、お客様は許諾された本権利の範囲内で正しく使用するものとします。
- 本製品の所有権、著作権およびその他一切の権利(本製品のあらゆる著作権を含む)は当社が保持します。本契約により明示的に許諾されないあらゆる権利は当社に留保されます。

2. 使用制限

- お客様は、本製品を単一の物理的コンピュータネットワーク環境においてのみ使用するものとします。また、災害対策・非常時用のバックアップ環境として、異なる建屋に設置された異なる物理的コンピュータネットワーク環境で本製品を使用する場合には、別途ディザスタークリア・ライセンス(DR ライセンス)の購入が必要となります。
- お客様は、ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル等による解析及びソフトウェアの改変を行うことはできないものとします。また、第三者に前述の行為をさせることもできないものとします。なお、当該改変を実施した場合、本ソフトウェアに対して当社は補修、損害賠償、問い合わせ対応、その他一切の責任を負わないものとします。また、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
- お客様は、当社の許諾を得たときのみバックアップ用および検証用としてのみ本ソフトウェアを複製することができます。ただし、当社が複製のサポートおよびそれが引き起こしかねる責任も負うことはありません。
- お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを第三者へ転売、再販、賃貸、貸与、譲渡することはできないものとします。また、本ソフトウェアに担保権を設定することもできないものとします。

3. 限定保証と責任の制限

- 当社は、本契約に明示的に規定されたものを除き、保証、表明または約束を一切行いません。
- 当社は、本ソフトウェアについて、現況のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の用途に適合すること、瑕疵がないこと、正常に動作することを保証するものではないこととします。また、当社は、本ソフトウェアの補修・改良の義務を負うものではなく、後継製品の開発もしくはこのお客様への提供の義務を負うものではないものとします。
- 当社は、本契約その他いかなる場合においても、お客様が本ソフトウェアを使用することによって生じる結果的、付随的あるいは懲罰的損害について、その理由のいかんを問わず賠償の責めを負わないものとします。
- 仮に、お客様が当社に対して、損害賠償請求をなし得る場合があったとしても、お客様に通常生ずべき直接の侵害に限り、本契約に基づいてお客様が当社に対して支払済みの年間のベースライセンス費用の総額を超えないものとします。
- また、お客様は、本ソフトウェアの使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より当社を免責し、保証するものとします。

4. 契約期間と解除

- 本契約の有効期間は、お客様が当該プログラムをダウンロードした時点から開始し、本ソフトウェアの使用を終了しインストールされているシステムから破棄しない限り有効に存続するものとします。
- お客様が本契約の条項いずれかに違反し、当社からの書面による正催告後 30 日以内にそれが是正されない場合には、当社は本契約を解除することができるものとします。その場合、当社は、お客様の違反によって被った損害をお客様に請求することができるものとします。なお、本契約が終了したときには、お客様は直ちにお客様のシステムにインストールされている本ソフトウェアおよびそれらの複製物の全てを破棄するものとします。
- お客様は、本ソフトウェアおよびそれらの複製物の全てを破棄すること、並びにソフトウェアプロダクト利用申込書に記載の契約期間を経過したのち契約更新の意思を示さない場合に、本契約を終了することができます。ただし、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

5. ソフトウェア・ライセンス契約の再締結

- 物理環境、仮想環境に関わらず、お客様が本製品を使用開始した時点で稼働していたハードウェアから新しいハードウェアへ変更される場合、本ソフトウェアのライセンスは終了し再締結するものとします。また、オペレーティングシステムを再構築、バージョンアップ等のために変更され、本ソフトウェアも再コンパイル、もしくは再インストールが必要な場合もライセンスは終了し再締結するものとします。ただし、本製品のインストールから 24 ヶ月以内にハードウェアの能力不足、障害等の理由によりハードウェアを交換する場合に限りこの例外として、本製品を新しいハードウェア上で引き続き使用することができるものとします。
- 既存の本製品に適用されているカスタマイズ機能を新システムでも継続利用する場合には、当該カスタマイズの再開発費用は有償となる場合があります。

6. メンテナンスサポート

- 本契約には、当社が発行したライセンス証書に記載された期間内で、別添の「ソフトウェアプロダクトメンテナンス約款(年間定額制)」に掲げるメンテナンスサポート等に関する契約が付随しています。

7. 管轄裁判所

- 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

8. その他

- 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様と当社との間になされた全ての取り決めに優先して適用されます。なお、当社は、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、変更前の本契約内容は無効となり、変更された最新の契約内容が適用されるものとします。

以上

ソフトウェアプロダクトメンテナンス約款(年間定額制)

本約款の各条項は、お客様(以下「甲」といいます)および弊社(以下、「乙」といいます)間のソフトウェアプロダクトメンテナンス契約(年間定額制)(以下、本契約といいます)に関する適用されるものとします。なお、本契約の対象製品は、別途「ソフトウェアプロダクト利用申込書」(以降、申込書)の「ソフトウェアプロダクト」欄記載のソフトウェアプロダクト(以下「本プログラム」といいます)に対してのみ適用されるものとします。本プログラムには、事前にお客様が弊社に対してご通知いただいた仕様に適合するように改造したカスタマイズプログラムも含まれます。

第1条 定義

(1)改訂版

「改訂版」とは、本プログラムに関する甲乙間の本契約の規定に基づいて提供される本プログラムの改訂版をいいます。ただし、本プログラムに対して、カスタマイズプログラムをご提供し改造している場合には当該カスタマイズプログラムに対する改訂版は提供されないものとします。

(2)ドキュメンテーション

「ドキュメンテーション」とは、本プログラムの使用に関連して提供される文書・資料をいいます。

(3)スパム定義ファイル更新サービス

「スパム定義ファイル更新サービス」とは、乙が運営するアップデートサイトよりスパム定義ファイルの更新版を提供するサービスをいいます。

(4)ウイルス定義ファイル更新サービス

「ウイルス定義ファイル更新サービス」とは、乙または乙の委託先が運営するアップデートサイトよりウイルス定義ファイルの更新版を提供するサービスをいいます。

(5)サンドボックス ファイル判定サービス

「サンドボックス ファイル判定サービス」とは、乙または乙の委託先が運営するサイトにてファイルの判定結果を提供するサービスをいいます。

第2条 契約期間

本契約の有効期間は、別途「申込書」に記載の「契約期間」欄記載の期間とします。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲から書面による更新拒絶の申入れがない場合には、本契約はさらに1年間同一条件で更新されたものとみなされ、以後も同様とするものとします。

なお、甲による「申込書」の提出時に「契約期間」欄が空白の場合には、当該「申込書」を乙が受理した日の翌月1日を「契約期間」の開始日とすることに甲は同意するものとします。

2. 甲が本契約の更新を一旦中断するなどの理由により、本プログラムの使用期間中に本契約未締結期間が発生した場合で、甲が本契約の締結または更新を後日希望する場合は、甲は本契約の当該未締結期間の開始時点に遡って本契約を締結または更新することに同意するものとします。

第3条 メンテナンスサポート

乙は、甲が直接、または乙の販売店を通じて、本契約に同意したことの証として乙または乙の販売店より別途提供される「申込書」の必要事項を記入し、記名捺印のうえ乙に提出すること、並びにベースライセンス費用を乙に支払うことを条件として、以下のメンテナンスサポートを甲に提供するものとします。メンテナンスサポートの実施時間帯は、乙の定める営業日の午前10時から午後5時(以下、「営業時間帯」といいます)までとし、営業時間帯以外でメンテナンスサポートを行う場合には、甲は乙に対して、乙が別途定める割増料金を支払うものとします。

なお乙は、メンテナンスサポートの提供により甲が要求する本プログラムの問題が解決されることを保証するものではありません。また、乙以外のものにより、本プログラムが改変されている場合、ならびに乙が指定した以外の値に本プログラムの設定値が改変されている場合には、メンテナンスサポートを提供する義務を乙は免れるものとします。

(1)本プログラムが、「申込書」の「ソフトウェアプロダクト名」欄で指定された製品のドキュメンテーションの仕様に従って正しく稼働するために、本プログラムを調整および改訂する作業。

(2)甲が本プログラムのバグ等のエラーを発見し、書面または電子メールで乙に報告した場合、当該エラーを特定し、かつ、エラーを修正するための合理的な努力をおこなうこと。

(3)本プログラムの改訂版がリリースされた場合に、オブジェクトコード1件を提供すること。かかる改訂版と共に用いられるドキュメンテーションについては、乙は甲に対して無償で配布するものとします。ただし、将来、かかる改訂版と共に用いられるドキュメンテーションについて乙が有償にする旨決めた場合には、甲は乙より乙が別途定める価格に基づき、別途購入するものとします。

尚、本項の規定は、特定のプログラムの改訂版を作成する義務を乙に課すものではありません。

(4)本契約の対象となる「ソフトウェアプロダクト」がActive! hunter、MailSuiteの場合、またはActive! zoneの場合で、かつアンチスパムオプションを含む場合は、スパム定義ファイル更新サービスを提供すること。なお、スパム定義ファイル更新サービスをご利用になる場合、適切なメンテナンスサポートの提供とメンテナンスサポートの品質の向上を目的として、乙が甲のシステムに関する環境、設定内容および稼動状況等に関する情報をActive! hunter、MailSuite、またはActive! zoneのプログラムによって自動取得をすることに甲は予め合意するものとします。メンテナンスサポートに関して第三者に委託する場合を除き、乙は自動取得した情報を甲の事前の書面での同意なしにみだりに第三者に開示・提供しないものとします。

(5)本契約の対象となる「ソフトウェアプロダクト」がActive! hunter、MailSuiteの場合、またはActive! zoneの場合で、かつアンチスパムオプションを含む場合は、クラウドマーク・フィンガープリントングアルゴリズムに基づくスパム検出のためのカートリッジ更新サービスおよびリアルタイム・マイクロアップデートサービスを提供すること。

(6)本契約の対象となる「ソフトウェアプロダクト」にAnti-Virusオプションを含む場合は、ウイルス定義ファイル更新サービスを提供すること。

(7)本契約の対象となる「ソフトウェアプロダクト」にサンドボックスオプションを含む場合は、サンドボックスエンジンによるファイル判定サービスを提供すること。

(8)本プログラムの改訂版のリリース後、乙が別途通知する期限まで、甲は従前の版に対し上記のメンテナンスサポートを継続して受けることができるものとします。

(9)「申込書」に記載の「申込者」に対する下記の技術サポートの提供。

(a) 電話、電子メール、遠隔操作(以下、「リモート」といいます)による、Q&Aサポート。ただし、かかるQ&Aサポートの内容は、本プログラムに関するものに限られるものとします。

2. 上記(1)から(3)までのメンテナンスサポートを、乙がオンラインにて提供した場合、かかるオンラインサポートにかかるサポート料金、交通費、宿泊費は甲に請求することができるものとします。さらに、本条に規定する通常のメンテナンスサポートの範囲を越えるサポートを乙に依頼した場合は、乙は甲に対し、乙が別途定める料金を請求できるものとします。

第4条 義務

甲は、住所変更、社名変更、担当者の変更等、「申込書」記載事項に変更が生じた場合、速やかに乙に書面にて通知するものとします。甲が本通知を怠った場合、乙は本契約に基づきメンテナンスサポートを甲に提供する義務を免れるものとします。

- 2.甲は、乙がメンテナンスサポートを遂行するにあたり、その作業に必要な場所、機器等を提供するものとします。
- 3.本契約の有効期間中であると契約終了後であることを問わず、甲は、本プログラムおよびドキュメンテーションに関して知り得た本プログラムに関する全ての秘密並びに乙の営業上および技術上の秘密を保持するものとし、乙の書面による事前の承諾なしに、これらを第三者に開示し、提供または漏洩してはならないものとします。
- 4.乙がメンテナンスサポートを行うに際し、本プログラムを使用しているシステムの停止をする必要があると判断した場合には、乙は、甲と協議のうえ当該システムを停止することができるものとします。
- 5.乙がメンテナンスサポートを行うに際し、事前に必要となる全てのシステムおよびデータのバックアップ作業を行う責任は甲が負うものとします。またメールデータ、添付ファイルおよびその他各種データ(以下、「各種データ」という)の開示をうける必要があると判断した場合には、乙は、甲の合意を得たうえで各種データの開示をうけることができ、甲は乙に各種データの開示をすることに協力するものとします。

第5条 サポート部分の権利

本プログラムおよびドキュメンテーションの原本および複製物は、全て乙が所有権を有するものとします。本プログラムおよびドキュメンテーションの著作権および著作隣接権は全て乙に帰属するものとします。

- 2.甲は、本契約に基づき、本プログラムの使用権のみを取得し、本プログラムの著作権、所有権および、その他のいかなる権利も取得しないものとします。

第6条 契約の終了

甲は30日以前までに書面にて乙に通知することにより本契約を隨時終了させることができるものとします。

- 2.甲が本契約の条項に違反し、乙の書面による是正催告後30日以内にそれが是正されない場合には、乙は本契約を解除することができるものとします。

- 3.乙は、甲に次の各号の一に定める事由が発生した場合には、本契約を解除することができるものとします。

(1)支払停止

(2)差押え、仮差押え、仮処分または強制執行手続の開始

(3)解散の決議または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立

(4)合併の決議をしたとき(株主および営業内容が実質的に変わらない場合を除く)

(5)暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下反社会的勢力といいます)であること、または反社会的勢力であったこと

(6)役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

(7)乙に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または乙の名誉・信用を毀損する行為を行うこと

(8)偽計または威力を用いて乙の業務を妨害すること

(9)乙に対して政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針が排除の対象とする不当要求をすること

(10)反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること

(11)甲またはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

(12)親会社または子会社が前7号のいずれかに該当すること

- 4.甲が本条第1項の権利を行使し、もしくは本条第2項、または前項の事由に該当し、もって本契約が終了した場合、甲は乙から通知催告等がなくとも本契約に基づく自己の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにかかる債務を乙に対して履行するものとします。また、かかる場合、本契約に基づく甲の権利一切は消滅するものとし、乙が本契約に基づき受領したあらゆる金員の返還は行われないものとします。

第7条 請渡制限

甲は、乙の書面による事前承認がない限り、本契約に基づくいかなる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ、または担保に供することは出来ないものとします。

第8条 輸出規制

甲は、日本国の輸出関連法規の全てを遵守し、本プログラムやその直接的製品ないし本契約に基づくメンテナンスサポートにより提供を受けた役務を、日本国の法律に違反して直接間接を問わず日本国外へ持ち出さないことに合意するものとします。

第9条 免責・賠償

(不可抗力)天災地変、戦争、内乱、法令の改廃、公権力による命令処分、労働争議、回線もしくは諸設備の故障その他甲および乙の責に帰す事の出来ない事由による本契約の履行遅延または履行不能については、乙は免責されるものとします。

2.(免責)乙は本契約において明示的に定める場合を除き、本契約に関して、いかなる保証も行わず、かつ、債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとします。

3.(賠償)乙はメンテナンスサポート実施において乙の重大な過失など、乙の責任に帰すべき事由によって甲が損害をこうむったときは、年間のベースライセンス費用を上限として損害賠償の責に任するものとします。なお甲は、乙に対する損害賠償債権の全部または一部に、乙に対する甲の債務を充当し、相殺する事が出来るものとします。

第10条 協議

本契約の定めに関して疑義が生じた場合は、甲乙両者は信義誠実の原則および法律の定めに従い協議し、円満解決を図るものとします。

第11条 管轄

本契約により生じる紛争について、東京地方裁判所のみを専属的に第一審の管轄裁判所とするものとします。

第12条 変更

本契約は、ソフトウェアプロダクトメンテナンス契約に関し、本契約の締結以前に甲と乙との間になされた全ての取り決めに優先して適用されます。なお、乙は、甲へ事前の通知を行うことなく本契約内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、変更前の本契約内容は無効となり、変更された最新の契約内容が適用されるものとします。

以上

制定・施行年月日：2022年10月1日